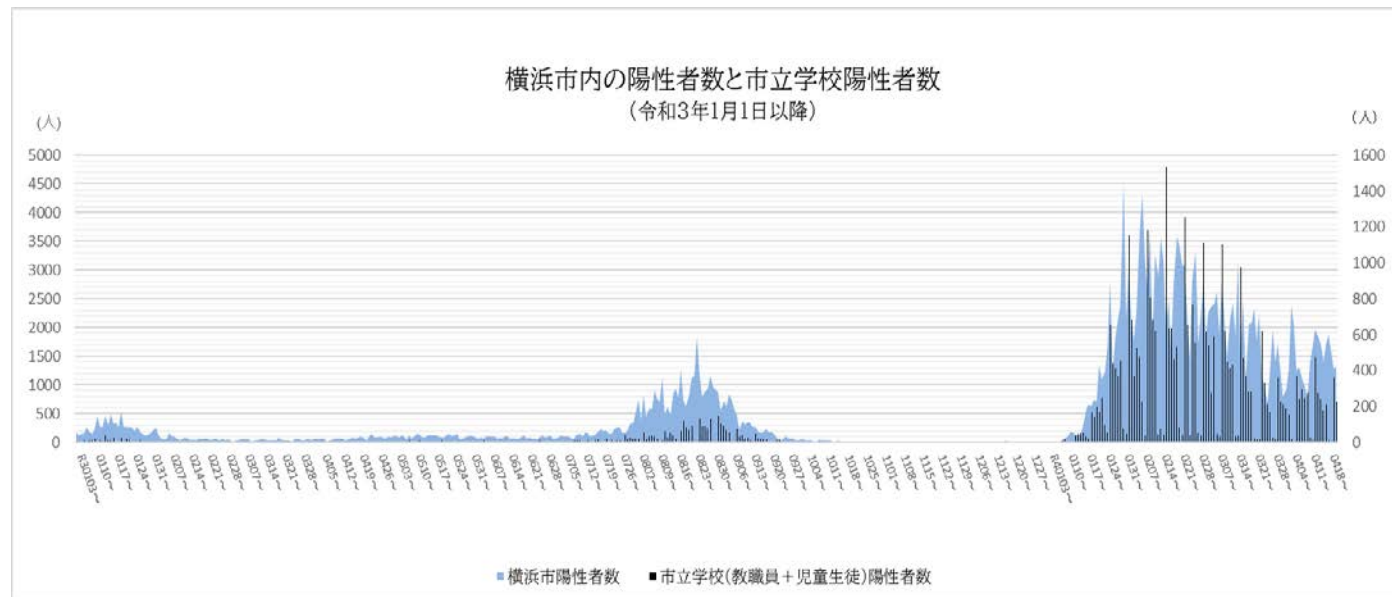


新型コロナウイルス感染症に関する対応について

こども青少年・教育委員会
令和4年4月21日
教育委員会事務局

1 市立学校の感染状況等



令和4年1月以降、4月19日現在の教職員の感染者はこれまでに1,950人、児童生徒の感染者は30,789人です。なお、児童生徒及び教職員の感染者はいずれも無症状又は軽症です。

1月中旬以降、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者数が急増していましたが、2月中旬をピークに、春休みにかけて徐々に減少していました。4月の学校再開に伴い、一時増加しましたが、その後横ばいの傾向となっています。

2 まん延防止等重点措置解除後の教育活動等

神奈川県に対して1月21日から適用されていた「まん延防止等重点措置（以下、「重点措置」という。）」は3月22日をもって解除されました。市立学校においては、重点措置の解除後も引き続き、感染予防のための措置を十分に講じながら、教育活動を継続しています。

(1) 感染拡大防止措置の徹底

学年末・春季休業を経て、市立学校では入学式・始業式を実施するなど、新年度の教育活動を開始しています。各学校では、児童生徒の実情に合わせてながら、これまでの経験や「横浜市内立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」を踏まえて、主に以下に挙げる感染拡大防止措置等に留意しています。

○健康観察の徹底

- ・喉の違和感程度の僅かな体調の変化であっても登校・出勤を控え、医療機関を受診
- ・微熱があった場合は、熱が下がったとしても、登校・出勤せず、医療機関を受診

○手洗い、教育活動中は原則としてマスクの着用を徹底、マスクの正しい着用、3密の回避等の基本的な対策を徹底

○天候や気温などにより健康被害が発生する恐れからマスクを外す場合は、感染症対策を十分に講じる指導を徹底

○マスクをしても、近距離の会話や、換気の不十分な環境で長時間同室にいる場合などは感染リスクがあることから、相互の距離の確保（1m以上）、狭い空間での活動・会議等の回避、実施時の換気徹底が重要

なお、重点措置期間中に実施を見合わせていた、音楽における合唱・管楽器演奏や体育、保健体育における児童生徒が密集したり、接触したりする運動等についても、重点措置の解除に伴い、実施することを可としています。

教職員のワクチン接種については、3回目を希望する者に対し、市内集団接種会場での優先接種、県の医療従事者高齢施設等従事者向け大規模接種会場での接種、地域企業（(株)ディー・エヌ・エー様）の職域接種と接種の機会を広げ、進めてきました。また、職場の感染拡大を防止し学校運営を維持する目的で、抗原検査キットを約24,000キット配付しました。学校の使用状況に応じて随時補充し、今後、5月末までに、さらに10,000キット程度の配付を予定しています。

(2) 部活動

原則、マスクを着用して活動することとしますが、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策を講じたうえでマスクを外すなど、適切な指導のもとに活動しています。

また、所属する児童生徒・担当する教職員及び部活動指導員等の関係者に1人でも陽性者が出た場合は、重点措置期間中に引き続き、原則として、当該部の活動を3日間程度控えることとしています。

ア 中学校(義務教育学校後期課程)、小学校(特設クラブ)

- 週4日以内(土日祝日含む)、平日は2時間以内(その後は完全下校)、土日祝日等は3時間以内で活動
- 他校との練習試合、合同練習は市内での活動として、泊は伴わない(市外での活動は、公式試合・大会等で、感染症対策が十分に講じられていることを事前に確認した場合に実施可)

イ 高等学校

- 国の衛生管理マニュアル及び部活動ガイドラインに基づき活動

ウ 特別支援学校

中学校及び高等学校の取扱いに準じるものとして、生徒の障害の状態等に合わせて実施。

(3) 学校行事

ア 遠足(旅行)・集団宿泊的行事

現在は、重点措置の解除に伴い、修学旅行を初めとする宿泊行事等の実施を可としています。

【参考】小、中学校における令和3年度修学旅行実施状況

	年度当初の予定どおり実施	「宿泊」で実施(日程や行先の変更あり)	中止	日帰りで実施(日程や行先の変更あり)
小学校(341校)	48校(14.0%)	185校(54.3%)	14校(4.1%)	94校(27.6%)
中学校(147校)	2校(1.4%)	17校(11.6%)	75校(51.0%)	53校(36.0%)

イ 卒業式・入学式

令和3年度卒業式は、多くの市立学校では重点措置期間中の日程となりましたが、学校・会場の規模や実情に合わせ、保護者が適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を視聴したりするなど、各学校で柔軟に対応し、感染拡大防止の対策を徹底した上で実施しました。

なお、令和4年度入学式についても、重点措置は解除されていますが、新入生児童生徒及び保護者等

の健康・安全を優先として、卒業式と同様の対応としています。



(参考) 小学校卒業式の様子 左：入場前 右：保護者入場後



(参考) 中学校卒業式の様子 左：入場後 右：サテライト会場（別室）

(4) 学校開放

活動終了時刻を 21 時として、原則、マスクを着用して活動します。ただし、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策を講じたうえで一時的にマスクを外すことも可能とします。

なお、重点措置期間中は武道、コーラス、管楽器の演奏等の実施を不可としていましたが、現在は感染症対策を講じたうえで可としています。

3 今後の対応

令和 3 年度も緊急事態宣言や重点措置の適用期間が長期にわたったことにより、様々な教育活動が制限されました。特に、令和 4 年 1 月以降のいわゆる第 6 波は、感染力の非常に強い株の影響により、市立学校においても感染が急拡大し、児童生徒及び教職員の感染者も急増しました。

市立学校においては、活動の単位を学級に限定し、社会機能の維持、学びの保障、「居場所」の確保等の多角的な観点から、より必要な範囲、期間に限定した学級閉鎖等の対応を行いました。

令和 4 年度も引き続き、児童生徒の健康と安全を最優先として、国、県の動向を注視しながら、教育活動の継続に取り組んでまいります。